

外国特許トピックス

2015年7月
特許業務法人 志賀国際特許事務所
(外国事務部 原田雅史)

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
外国特許出願に関し、最近のトピックス等をお知らせいたします。

韓国特許情報 - 特許法一部改正（施行日：2015年7月29日）他

韓国では、2015年7月29日より一部改正特許法の施行が開始となります。今回の法改正は2014年12月29日に韓国国会を通過、成立し、2015年1月28日付で公布されたものです。

韓国の特許法に関しましては、制度の国際的調和とユーザーフレンドリーな制度構築を目的とする改正特許法が2015年1月1日より施行されております。主な改正項目をさうと下記の通りです。

- (1) 出願時の必要書式要件の緩和
- (2) 出願言語要件の緩和-外国語特許出願制度の導入
- (3) 外国語 PCT 出願の韓国国内段階移行時の翻訳文提出期間の延長制度の導入
- (4) 外国語特許出願制度の導入に伴う補正要件の緩和
- (5) 消滅特許権の回復要件の緩和（こちらについては2014年6月1日より施行）

今回2015年7月29日施行の一部改正法の主要な改正点は、特許査定後の分割出願制度の導入と新規性喪失の例外適用主張の補完制度の導入の2点で、いずれも先の法改正の趣旨と同様に出願人の利益保護に繋がる内容となっています。以下概要のご案内です。

1. 特許査定後の分割出願制度の導入（法52条1項3号）

改正前の特許法においては、分割出願ができる時期は明細書または図面を補正することができる期間または拒絶査定不服審判を請求することができる期間に限られており、特許査定後に分割出願することはできませんでした。特許査定後に分割出願ができないという従前の制度は、主要国の分割出願の制度と大きく異なっており、国際的調和の観点からも難がありました。今回この点が改正され、特許査定後に分割出願を可能とする新たな制度が導入されました。本改正により、施行日の2015年7月29日以後に特許査定（又は拒絶査定不服審判で特許登録を決定した審決）の謄本の送達を受けた出願では、その送達の日から3ヶ月の期間内（但し設定登録以前）にも分割出願が可能となります。

2. 新規性喪失の例外適用主張の補完制度の導入（法30条3項）

改正前の特許法においては新規性喪失の例外を主張する場合は「出願願書」にその旨を記載するとともに、出願日から30日以内に証明書類を特許庁に提出する必要がありました。すなわち、新規性喪失の例外の主張は出願時に必ず行わなければならない、出願後における補完等の手続制度が設けられていませんでした。今回この点が改正され、出願人のミス等により出願時に新規性喪失の例外の適用主張をしていない場合でも、補完手数料の納付とともに、例外適用の主張や証明書類を補完することができる新規性喪失の例外適用主張の補完制度が導入されました。本改正により、2015年7月29日以後に出願される特許出願においては、出願時に加え、明細書または図面を補正することができる期間および特許査定謄本送達の日から3ヶ月の期間内（但し設定登録以前）にも例外適用の主張や証明書類を補完することが可能となります。

また、上記の法改正とは別に、出願人の費用負担の軽減に資するため、審査請求料の返還制度に関する規定が2015年4月30日付で改正され、2015年5月18日より施行されています。従前は既納の審査請求料は、特許出願後1ヶ月以内に当該特許出願を取下げ/放棄した場合に限り申請により返還されていましたが、改正により返還の機会が拡大され、下記のいずれかがある前に出願を取下げ/放棄した場合には申請により既納の審査請求料の返還を受けられるようになりました。

- (1) 同一人による同一発明・同日出願の複数出願に対する協議指令
- (2) 特許庁が指定専門機関に先行技術調査を依頼した場合における当該先行技術調査の結果通知
- (3) 拒絶理由の通知
- (4) 特許査定謄本の送達

上記改正は施行日2015年5月18日以降に出願を取下げ/放棄した件に適用され、該当する場合は、当該特許出願の出願日に拘らず審査請求料の返還を受けることができることとなりました。

以上